



中国会計税務実務

2020年第32号

今回のテーマ：主要な事業範囲外で課税業務が発生する場合の発票の発行について

新型コロナウイルスの影響を最小限に抑えるべく、遊休資産を有効に活用することで、資金繰りを良化させたいと考える会社は多いと思われる。このような会社において、事務所・倉庫などの遊休資産や車両を賃貸するなどして、主要な事業範囲外で課税業務が発生する場合、発票を発行することは可能であろうか。今号では主要な事業範囲外で発生する課税業務に関する発票の発行について簡単に説明する。

主な内容：

工商 局	営業 範囲 規定	<p>工商総局発表『企業経営範囲登録管理規定』（国家工商行政管理総局令第76号）の規定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営範囲とは企業が従事する経営活動の業務範囲を指し、法に従い企業登記機関で登録をしなければならない。 ・ 企業の経営範囲はその定款あるいはパートナーシップ協議の規定と一致していなければならない。経営範囲に変化が生じた場合、企業は定款あるいはパートナーシップ協議を速やかに訂正し、企業登記機関で変更登記をしなければならない。
	発 票 発 行 規 定	<p>『中華人民共和国発票管理弁法』及び増値税発票発行ガイド（税総貨便函〔2017〕127号）の規定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の販売、サービスの提供その他経営活動に従事する単位及び個人は、発生した経営業務の代金を収受する際、代金支払者に発票を発行しなければならない。特段の事情がある場合には、代金支払者が受取者に発票を発行する。 ・ 全ての単位及び生産・経営活動に従事する個人は、商品購入、サービス受入その他経営活動に対し支払を行う際、支払先から発票を取得しなければならない。また発票を取得する際、品名及び金額をみだりに変更してはならない。
税 務 局	営 業 範 圍 外 業 が 生 じ た 場 合 の 票 発 行 関 連 の 回 答	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国家税務総局政策回答—政策チーム発言資料(2016年5月6日) ・ 一般納税者の場合、一律に増値税発票を自身で発行するものとする。 ✓ 内モンゴル自治区国家税務局—営業税から増値税への移行時の増値税発票に関して ・ 納税者の経営活動は多様化しており、主要な業務以外で増値税課税対象である業務が発生することはあり得る。従って、納税者は営業許可証の経営範囲の制限なく、実際に課税業務が発生する場合には増値税発票を自身で発行するあるいは代理発行[※]申請をすることができる。 ✓ 甘肅省国家税務局—発票の発行・使用に関して ・ 一般納税者の場合、一律に増値税発票を自身で発行することができる。 ・ 小規模納税者の場合は次の通りである。 一時的な業務の場合、主管税務局に事情を説明し、課税品目を追加したうえで増値税発票を自身で発行することができる。増値税専用発票の代理発行が必要である場合、代理発行[※]に必要な資料を主管税務局まで持参し、事情を説明したうえで、代理発行をすることができる。 日常的な業務の場合、工商局で経営範囲を更新し、主管税務局が該当する課税品目及び徴収率を追加したうえで、発票を自身で発行することができる。増値税専用発票が必要である場合には、経営範囲を更新し、代理発行[※]に必要な資料を提示したうえで、税務局で代理発行をすることができる。 <p>※国家税務総局公告 2019年第33号の規定により、2020年2月1日から、全ての小規模納税者は増値税専用発票を自身で発行することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上海市税務局 12366 ホットライン（2018年第19期） ・ 国により明確に禁じられた場合を除き、国务院『中華人民共和国発票管理弁法』を改正する決定（中華人民共和国国务院令第587号）及び国家税務総局『中華人民共和国発票管理弁法実施細則』を改正する決定（国家税務総局令第37号）の規定に基づき、商品販売、サービス提供その他経営活動に従事する単位及び個人は、発生した経営業務の代金を受取る際、代金支払者に発票を発行しなければならない。

お見逃しなく：

- 現在のところ、国家税務総局が主要な事業範囲外で発生した課税対象に対し、発票を発行してはならないと明確に禁じる規定はない。
- 営業許可証記載の経営範囲以外で発生した業務について、その業務が真実である場合、増値税発票を発行することができる。
- 主要な事業範囲外の業務が発生した場合は、主管税務局に、発票発行に関する現地規定について問い合わせをすることが望ましい。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com